

宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討支援業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度 宮城野区における貞山運河周辺地域活性化検討支援業務

2 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

3 業務目的

本市海浜エリアにおいては、海浜エリア活性化ビジョン（令和5年10月策定）のもと、宮城野区・若林区がともに主体となって、干潟や湿地、貞山運河、田園、震災伝承や商業、レジャー・スポーツ等の各施設など、エリアの魅力的な資源を生かした「賑わいの創出」と「多様な主体の連携」に取り組んでいる。

宮城野区では、大型商業施設が立地する「仙台港周辺地区」、震災伝承施設や豊かな自然環境を有し企業立地も進む「中野・蒲生地区」、スポーツ施設やドッグランを中心に家族連れに親しまれる「南蒲生地区」、地域主体の取り組みやアートに関する取り組みが盛んな「新浜地区」の4地区を主な舞台としてそうした取り組みを推し進めてきたところであるが、宮城野区北部の各地区から若林区側へ、また、若林区各地区から宮城野区側へ、賑わいを波及させ、往来を拡大することが課題となっている。

他方、海浜エリアにおける宮城野区内各地区においては、町内会をはじめとした地域団体等が主体となって進めてきた取り組みも多数存在しており、東日本大震災からの復興やその後の賑わいの創出に向けた貴重なアクション、また、地区の誇るべき文化を、未来につなぐための後押しが喫緊の課題として顕在化している。

こうした状況を踏まえ、本業務は、前出の各課題への対応を前提としながら、宮城野区内海浜エリアにおける来訪・滞在目的の充実及び若林区側も含めたエリア全体の活性化・回遊性向上に資するよう、受託者が区内の地域資源の生かし方とその切り口について発注者と連携した調査等を実施し、その結果を受託者に提案することを通じて、宮城野区における今後の海浜エリア活性化施策の検討を支援することを目的とする。

4 業務内容

(1) 全体調査

以下の観点に基づき文献調査や先行事例調査等を行い、宮城野区として取り組むべき課題の解像度の向上や重点的に活性化施策を展開すべき地域の絞り込み等を図るとともに、今後の施策検討に向けた示唆を導出すること。

- ・ 大規模災害の記憶や以後の復興に向けた取り組み、また、大規模災害の以前から培われてきた地域特性・文化に関する、情報発信や交流人口の拡大手法
- ・ 上記手法における国や地方自治体の関与、法令等の制限を含む制約となった事象やその解消に向けたアクション（官民を問わない）
- ・ 企業や大規模施設を中心とする誘客の取り組みと、地域の歴史・文化の継承を主眼に置いた市民活動による誘客や交流人口・関係人口拡大に向けた取り組みとの融合

(2) 関係者に対する意見収集

海浜エリアに関わる町内会等の団体や関連するプレイヤー、内外の民間事業者やまちづくりに関する有識者等を対象として、活性化に向けた意見収集を実施し、調査方法やその結果についての記録を作成の上、成果物とともに提出すること。

なお、町内会等地域関係者の意見収集については、個別のヒアリングやワークショップ等の手法を用いつつ宮城野区地域力推進担当とともに、域外有識者等への意見収集については、個別ヒアリング等の手法を用いて宮城野区海浜エリア活性化企画室とともに実施すること。

(3) 仮説の整理

上記(1)及び(2)にて得られた結果に基づき、前出の「3 業務目的」記載の課題対応を前提とした、エリア全体の活性化・回遊性向上に資する宮城野区内の地域資源の生かし方とその切り口について、時間軸（短期的なもの、中長期的なもの）に応じた仮説を整理すること。

なお、仮説の整理については、宮城野区地域力推進担当及び同海浜エリア活性化企画室とともに実施すること。

(4) 中間報告書取りまとめ

上記(3)を基に、受託者において中間報告書を取りまとめ、発注者あて提出すること。

(5) 仮説の検証

上記(4)のとりまとめ後において、(3)で整理した仮説のブラッシュアップに加え、宮城野区を中心とした海浜エリア活性化の取り組みに関するエリア内外の多様な主体の関与拡大を目的とするヒアリング等を実施すること。

(6) 最終報告書取りまとめ

受託者において、上記(1)から(5)までを踏まえた、区内の地域資源の生かし方とその切り口に関する報告書を作成し、発注者あて提出すること。

(7) 専門的知見の提供

受託者において、発注者が求める都度、上記「2 委託期間」にまちづくりや地域活性化等に関する専門的知見を提供すること。

5 成果物

成果物として、以下のデータを発注者に提出すること。

- (1) 上記「4 業務内容 (4) 中間報告書の取りまとめ」に関するデータ (Microsoft 社の PowerPoint や Word 形式等による)
- (2) 上記「4 業務内容 (6) 最終報告書」に関するデータ仮説 (Microsoft 社の PowerPoint や Word 形式等による)
- (3) 上記「4 業務内容 (6) 最終報告書」の概要版データ (Microsoft 社の PowerPoint や Word 形式等による)

(4) 上記(1)から(3)に付随するヒアリング記録等のバックデータ (Microsoft 社の PowerPoint や Word 形式等による)

6 業務スケジュール (想定)

業務にかかるスケジュールについては以下を想定する。なお、詳細な期間や個々の項目の内訳については、発注者と受託者との協議により決定するものとする。

- ・令和8年5月から7月まで 全体調査・関係者に対する意見収集・仮説の整理
- ・令和8年8月 中間報告書の取りまとめ
- ・令和8年9月から令和9年2月まで 仮説の検証
- ・令和9年3月 成果物作成・納品



7 業務委託料の支払い

実績報告に基づく完了払いとする。

8 業務実施にあたっての留意事項

(1) 著作権に関する事項

- ・本業務において制作された成果物に係る著作権は、発注者に帰属するものとする。
- ・本業務の履行にあたっては、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- ・本業務の履行にあたって生じる権利関係及び第三者の著作権に関する利用許諾の処理等については、受託者の負担において一切を行うものとし、本業務の履行中及び完了後において、発注者にいかなる費用も発生しないようにすること。
- ・著作権、肖像権等に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者はその責任を負わないものとする。

(2) 機密の保持

本業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了、または委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のため、必要な措置を講じるものとする。なお、受託者が取り扱う個人情報については、発注者の保有する個人情報として仙台市個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(4) 再委託の禁止

受託者は、本業務の処理を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面にて申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(5) 損害等

- ・ 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- ・ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) その他

- ・ 本仕様書及び契約書に定めのないものは、発注者及び受託者の協議により定める。
- ・ 受託者は、発注者と緊密に連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告すること。また、適宜作成原案及び関係資料を提出すること。